

現行制度と日本型直接支払の対応関係

単価表の単位：円/10a

平成25年度まで

農地・水保全管理支払交付金（282億円）

共同活動支援交付金

- 農地、水路等の資源の日常の管理と、農村環境の保全のための活動

※5年以上継続地区又は向上活動支援取組地区は、75%単価を適用

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,800	1,200
草地	400	200

向上活動支援交付金

○ 高度な農地・水の保全活動

- 地域環境の保全に資する高度な保全活動

○ 施設の長寿命化のための活動

- 農地周りの施設の長寿命化のための補修・更新等

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,000	600
草地	400	400

○ 農地・水・環境保全組織の取組

- 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織
- 地域資源保全プランの策定：50万円/組織

中山間地域等直接支払交付金（285億円）
環境保全型農業直接支援対策（26億円）

平成26年度から

多面的機能支払交付金（483億円）

【創設】

農地維持支払交付金

- 農地、水路等の地域資源の基礎的保全活動

〔農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等〕

- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等

	都府県	北海道
田	3,000	2,300
畑	2,000	1,000
草地	250	130

○ 地域資源の質的向上を図る共同活動

- 水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動
- 多面的機能の増進を図る活動

※5年以上継続地区又は施設の長寿命化の取組地区は、75%単価を適用

※高度な農地・水の保全活動の対象活動は、「多面的機能の増進を図る活動」の中で実施
H25までの採択地区は、従前と同様に支援

	都府県	北海道
田	2,400	1,920
畑	1,440	480
草地	240	120

【参考】

「農地維持支払」と「地域資源の質的向上を図る共同活動」に取り組む場合

	都府県	北海道
田	5,400	4,220
畑	3,440	1,480
草地	490	250

○ 施設の長寿命化のための活動

→現行制度と同

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,000	600
草地	400	400

○ 農地・水・環境保全組織の取組

→現行制度と同

- 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織
- 地域資源保全プランの策定：50万円/組織

【農地・水支払を組替・名称変更】

資源向上支払交付金

→ 現行制度を維持

中山間地域等直接支払交付金（285億円）
環境保全型農業直接支援対策（26億円）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の概要

趣 旨

農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払(多面的機能支払等)の取組を法律に位置付ける。

背 景

- 農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障。
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中。



農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、**日本型直接支払制度の創設**が位置付け。

日本型直接支払の効果

- ・ 地域の共同活動等を支援することにより、多面的機能の発揮を促進。
- ・ 担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより、構造改革を後押し。

制度の仕組み

1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定(第4条)

2. 都道府県知事による「基本方針」の策定(第5条)

3. 市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業(日本型直接支払の対象となる取組)の実施を促進する計画を作成(第6条)

4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3.の事業を実施する計画(事業計画)を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施(第7条)

<日本型直接支払の対象となる取組>(第3条)

- ① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組 【多面的機能支払に相当】
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 (農地維持支払に相当)
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組 (資源向上支払に相当)
- ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組 【中山間地域等直接支払に相当】
- ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組 【環境保全型農業直接支援に相当】

5. 事業計画の実施に対する措置

- 国、都道府県及び市町村による費用の補助(第9条)
- 農業振興地域の整備に関する法律の特例(第10条、第11条)
(農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化)
- 土地改良法の特例(第12条)(都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例)

施行期日: 平成27年4月1日